

下野市食育推進計画 (第2期)



(裏表紙)

下野市食育推進計画

発行：下野市

庶務担当 〒329-0493 栃木県下野市田中 681-1 (農政課)

<http://www.city.shimotsuke.lg.jp>

食育についての問い合わせ先 (市外局番0285)

下野市		下野市教育委員会
健康増進課	農政課	学校教育課
TEL (52) 1116	TEL (48) 2143	TEL (52) 1118
FAX (52) 3712	FAX (48) 1424	FAX (52) 2624

平成26年3月
下野市

あいさつ



昨年12月に「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。これによりまして近年、食の安全や食習慣の乱れによる健康面の問題など、暗い話題が多かった食の世界が再び明るく輝き始めたところです。

下野市は昔から多彩な農畜産物が豊富に生産できる素晴らしい地域です。今の私たちにとって、この安全・安心で新鮮な農畜産物を利用して子どもころから食に対する正しい知識を身につけられる環境づくりを進めることが、緊急かつ大切なことと考えております。

そのため、市民一人ひとりが取り組むための方向を示すとともに、食に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針となる「下野市食育推進計画」を平成23年2月に策定いたしました。この取組をさらに深めるため、このたび第2期計画を策定いたしました。

この計画では、「生涯を通じた食育活動をとおして、食の大切さを理解し、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育む」ことを基本理念とし、食育の推進に向けて5つの基本目標を掲げ、取り組んでいくこととしております。

豊かな食育を実現するためには、市民一人ひとりや関係機関の方々がそれぞれの立場から連携・協力して進めていくことが重要であると考えておりますので、今後とも、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの市民、下野市食育推進計画策定委員会をはじめとする関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成26年3月

下野市長 広瀬 寿雄

目次

あいさつ

I はじめに

- | | |
|-----------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 2 |
| 3 計画の期間 | 2 |

II 食をめぐる現状

- | | |
|----------------|----|
| 1 子どもの生活リズムの状況 | 3 |
| 2 食生活の状況 | 4 |
| 3 市民の健康状態 | 9 |
| 4 食に関する意識 | 12 |
| 5 食の生産状況 | 14 |

III 基本理念・基本目標

- | | |
|------|----|
| 基本理念 | 19 |
| 基本目標 | 19 |

IV 計画の推進にあたって

- | | |
|-------------------------|----|
| 1 計画の推進体制 | 20 |
| 2 関係者の役割 | |
| (1) 家庭の役割 | 20 |
| (2) 保育園、幼稚園、学校の役割 | 20 |
| (3) 地域の役割 | 21 |
| (4) 生産者、食品関連事業者、関係団体の役割 | 21 |
| (5) 行政の役割 | 21 |

V 施策の展開

- 1 食を大切に作る心を育てるために
 - (1) 食に関する体験活動の促進…………… 2 2
 - (2) 学校等における指導の充実…………… 2 4
 - (3) 優れた食文化の継承・発展…………… 2 6
- 2 楽しく規則正しい食事習慣を築くために
 - (1) 規則正しい食事の推進…………… 2 7
 - (2) 楽しく食卓を囲む機会の拡大…………… 2 9
- 3 下野市の食を活かした日本型食生活を推進するために
 - (1) 栄養バランスのとれた食生活の推進…………… 3 0
 - (2) 生活習慣病予防の推進…………… 3 2
 - (3) 食環境の整備…………… 3 5
- 4 食の安全・安心に対する理解を深め、地産地消を推進するために
 - (1) 食の安全に関する理解促進…………… 3 6
 - (2) 地産地消の推進…………… 3 7
- 5 市民が主役の食育推進運動を展開するために
 - (1) 食育推進運動の展開…………… 3 9

資料編

- 食育基本法…………… 4 1
- 下野市食育推進計画策定委員会 委員名簿…………… 4 9
- 下野市食育推進計画（第2期）策定までの経過…………… 4 9

I はじめに

1 計画策定の趣旨

食生活を取り巻く状況は、生活様式の多様化などに伴って大きく変化しました。特に栄養の偏りや不規則な食事による肥満や生活習慣病の増加、食品の安全性などの問題がみられます。

そこで、国においては平成17年7月に施行された食育基本法に基づき平成18年3月に食育推進基本計画が策定されました。平成23年4月には第2次食育推進基本計画を策定し、食育の推進に関する施策の推進を図るための基本方針を示したところです。

また、栃木県においても平成18年12月に栃木県食育推進計画（とちぎの食育元気プラン）が策定され、平成23年3月には栃木県食育推進計画（とちぎの食育元気プラン）（第2期）を策定しました。

下野市では市民一人ひとりが健全な食生活を実践し健康で豊かな人間性を育むことができるようそれぞれの立場で行う食育の取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成23年2月に下野市食育推進計画を策定し、これまで消費者、保育園、幼稚園、学校、地域、生産者、食品関連事業者、関係団体、ボランティア、行政などが連携・協力し、一体的な食育推進運動を展開してきました。この取組をさらに深めるため、下野市食育推進計画（第2期）を策定するものです。

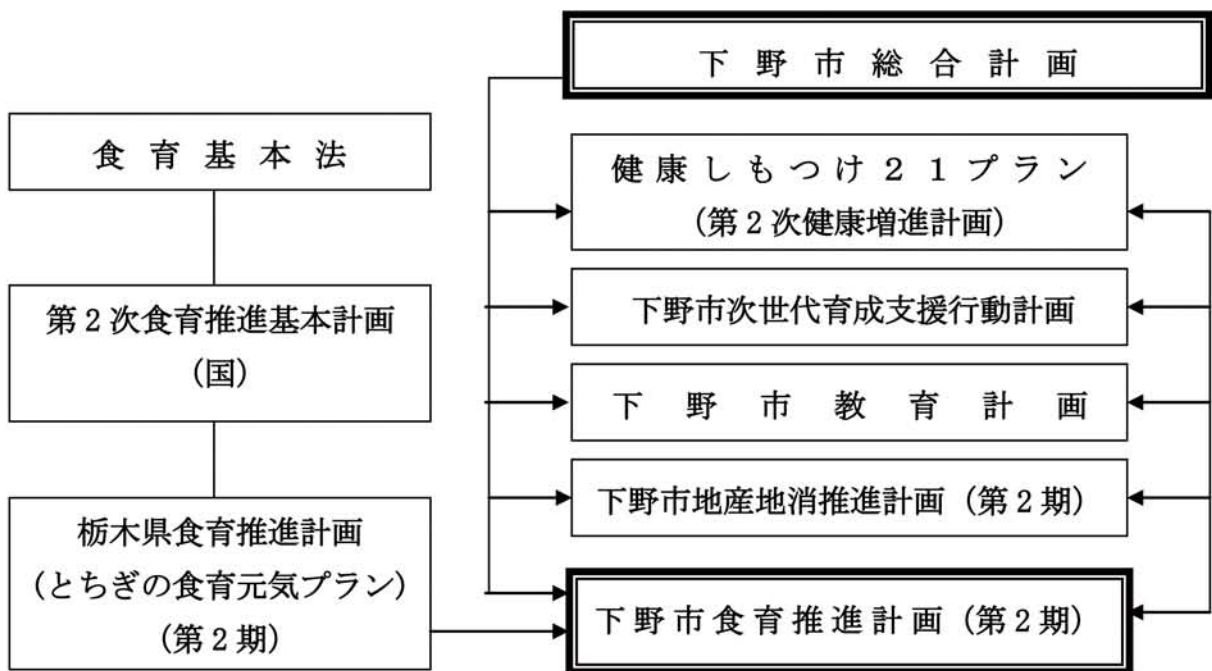


カンピくん

2 計画の位置付け

この計画は、食育に取り組むための総合的な指針とします。

また、食育基本法第 18 条に基づく市町村食育推進計画として位置づけていますので、国や栃木県の推進計画と整合性を図るとともに、下野市総合計画に基づく「健康しもつけ 2 1 プラン」などの分野別の計画とあわせて食育を推進します。



3 計画の期間

この計画は、平成 26 年度を初年度として、平成 30 年度までの 5 カ年計画とします。

また、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。

Ⅱ 食をめぐる現状

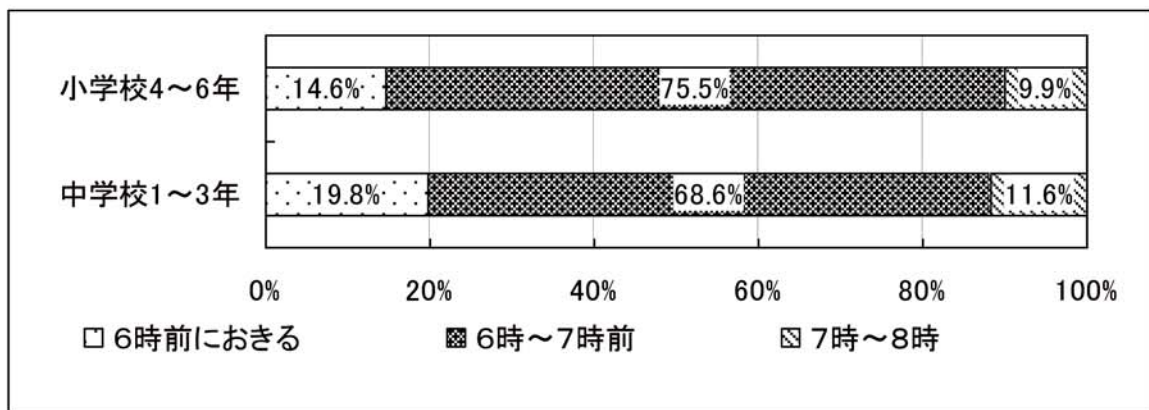
1 子どもの生活リズムの状況

(1) 起床時間と就寝時間

①起床時間

午前7時前に起きる小学生は90.1%、中学生は88.4%を占めています。

(小学校4～6年 n=2,487、中学校1～3年 n=1,092)

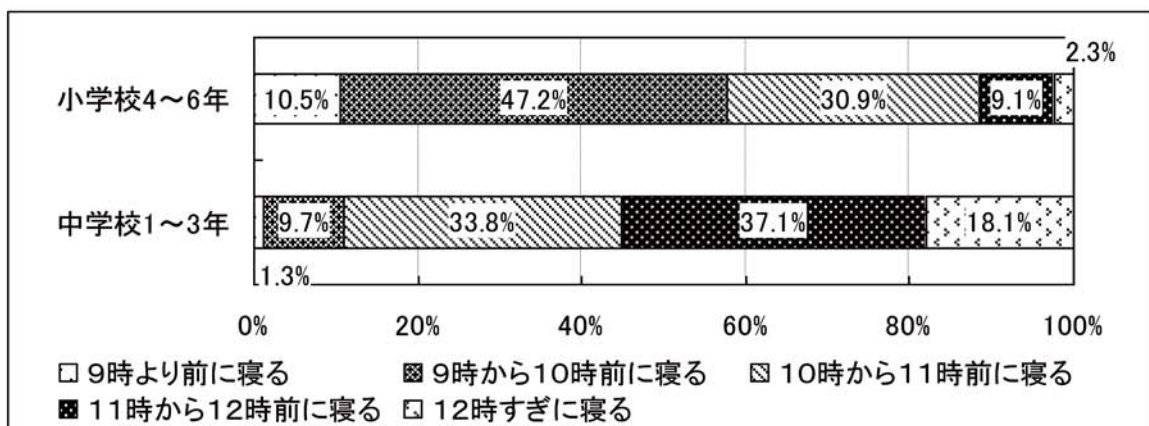


資料：「平成22年 第1回下野市食生活に関するアンケート調査(小学校4～6年、中学校1～3年)」

②就寝時間

小学生では午後9時から10時の間に就寝する割合が47.2%と最も高く、中学生では午後11時から12時の間に就寝する割合が37.1%と最も高くなっています。

(小学校4～6年 n=2,487、中学校1～3年 n=1,092)

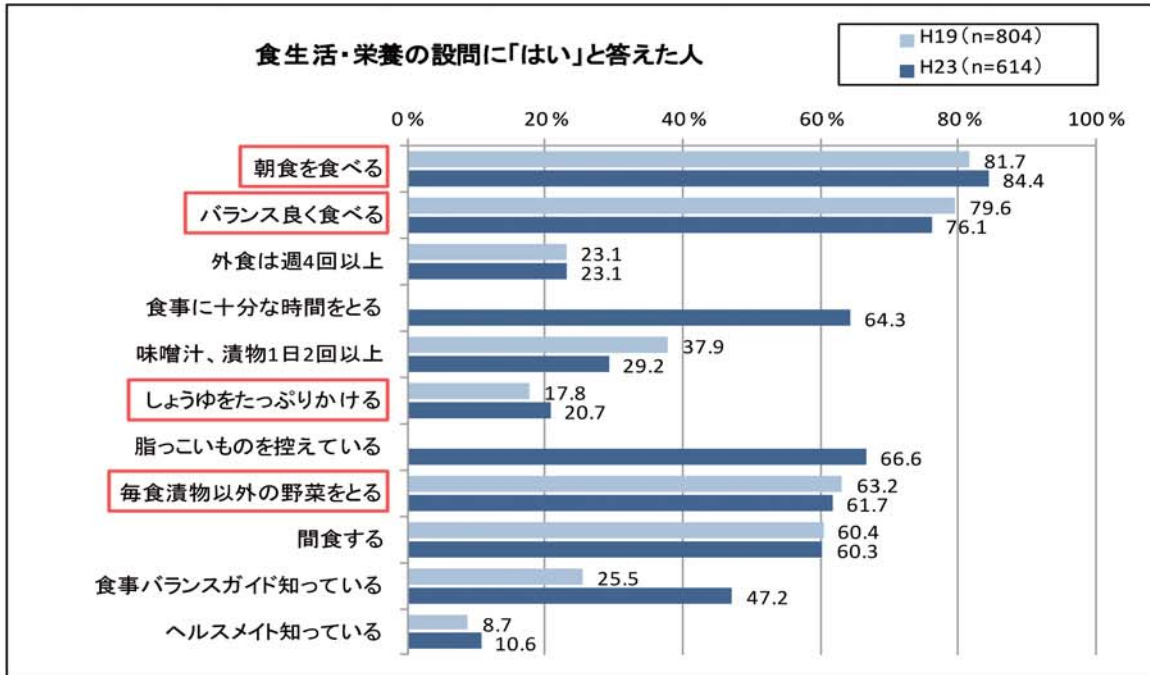


資料：「平成22年 第1回下野市食生活に関するアンケート調査(小学校4～6年、中学校1～3年)」

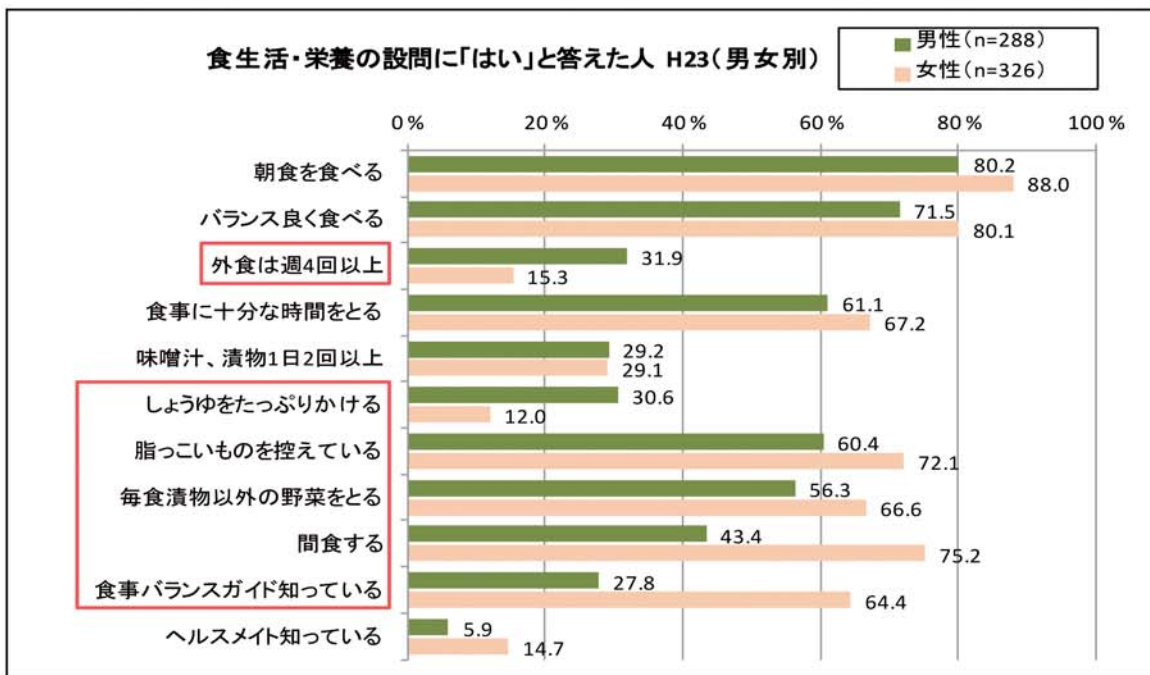
2 食生活の状況

(1) 下野市民の食生活・栄養に関する習慣（成人）

平成23年度に行った、市内在住の20歳から69歳までの市民を対象とした「下野市健康と生活習慣に関するアンケート調査」の中での、食生活・栄養の状況は以下のとおりでした。



資料：健康しもつけ21プラン「下野市 健康と生活習慣に関するアンケート調査」

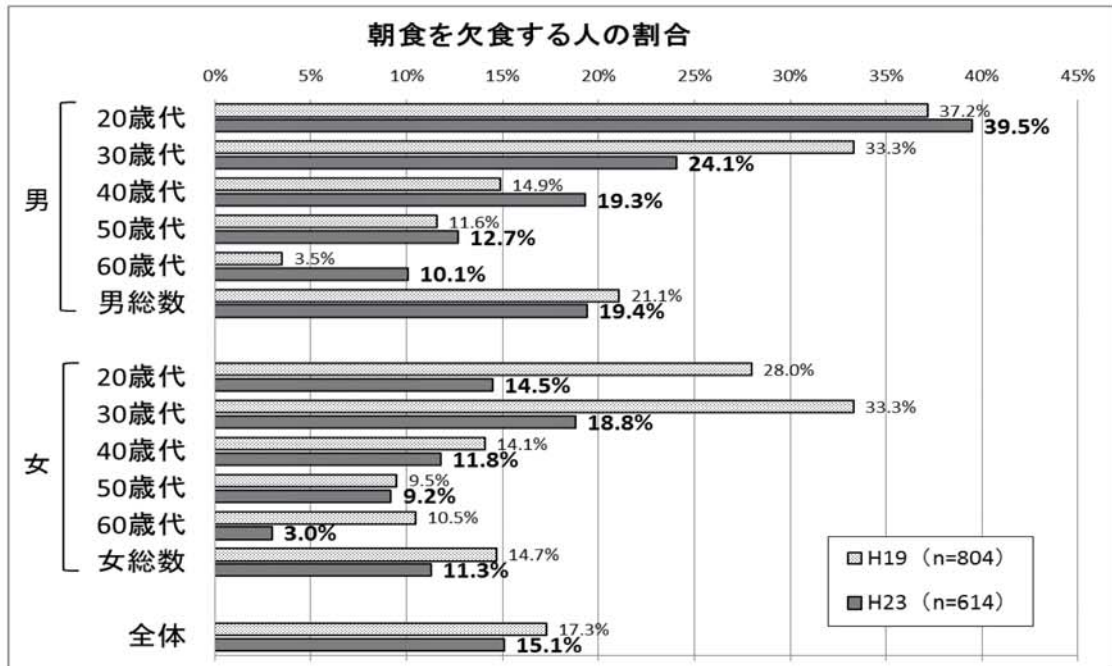


資料：健康しもつけ21プラン「下野市 健康と生活習慣に関するアンケート調査」

(2) 朝食摂取状況

①成人の朝食摂取状況

朝食欠食者の割合は、女性は前回調査と比較してすべての年齢層で減少し、全体的に低い割合となっています。しかし、男性は年齢層によって前回調査より増加しており、20歳代・30歳代の若年層においては女性と比較して朝食欠食率が全体的に高い傾向がみられます。

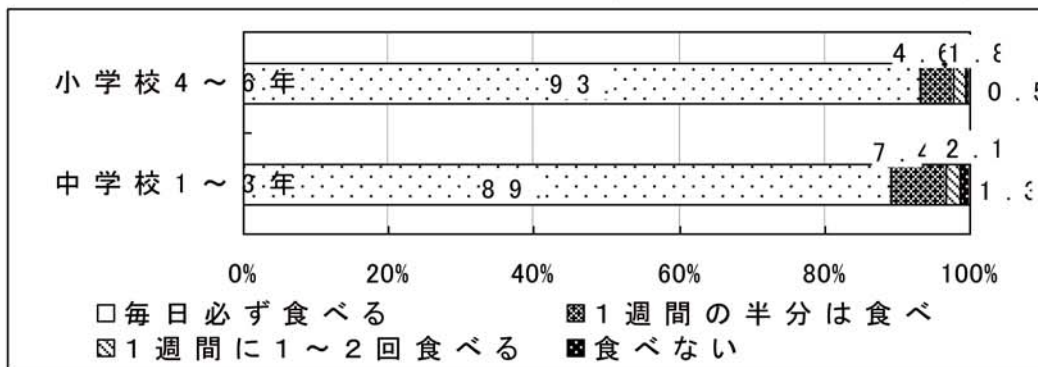


資料：健康しもつけ21プラン「下野市 健康と生活習慣に関するアンケート調査」

②子どもの朝食摂取状況

毎朝、朝食を食べている小学生は93.1%、中学生は89.2%です。

(小学校4～6年 n=2,487、中学校1～3年 n=1,092)

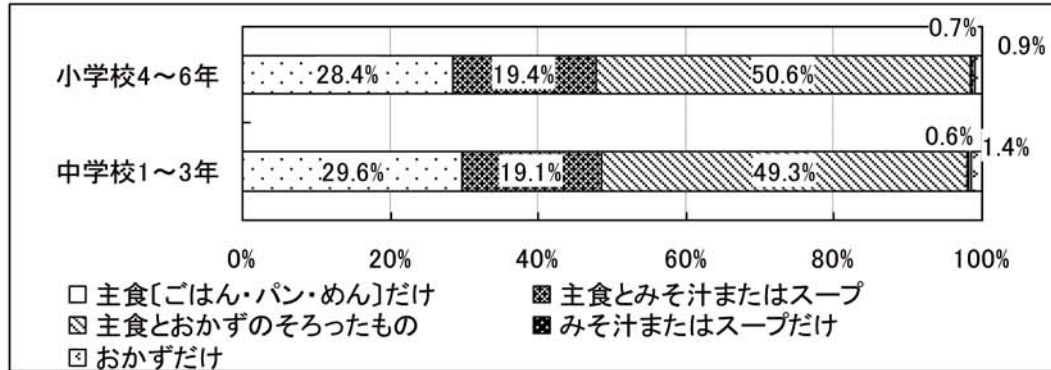


資料：「平成22年 第1回下野市食生活に関するアンケート調査(小学校4～6年、中学校1～3年)」

③子どもの朝食の内容

朝食に主食とおかずのそろったものを食べている小中学生は約半数を占めます。

(小学校4～6年 n=2,487、中学校1～3年 n=1,092)



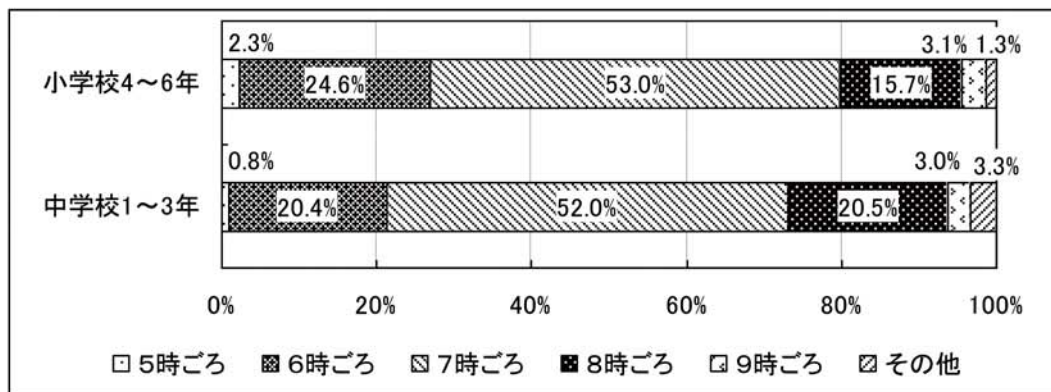
資料：「平成22年 第1回下野市食生活に関するアンケート調査(小学校4～6年、中学校1～3年)」

(3) 夕食摂取状況

①夕食時間

小中学生ともに、70%以上が午後7時ごろまでに夕食を食べています。

(小学校4～6年 n=2,487、中学校1～3年 n=1,092)



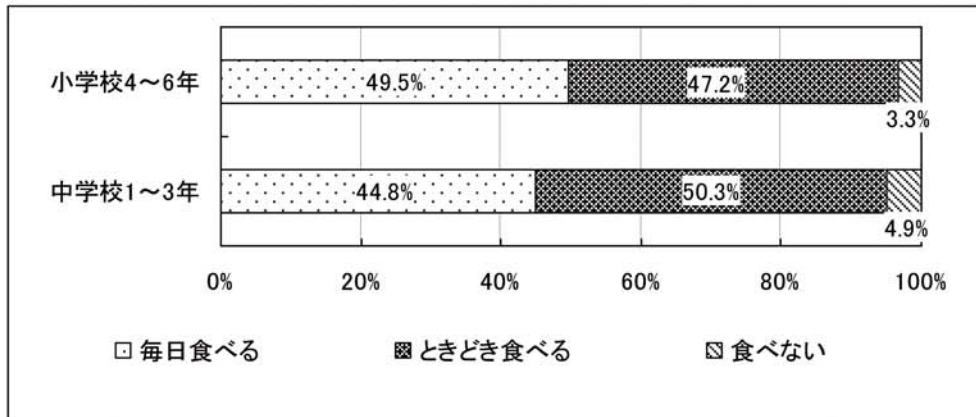
資料：「平成22年 第1回下野市食生活に関するアンケート調査(小学校4～6年、中学校1～3年)」

(4) おやつ摂取状況

①おやつ摂取状況

ほとんどの子どもが、おやつを食べています。

(小学校4～6年 n=2,487、中学校1～3年 n=1,092)

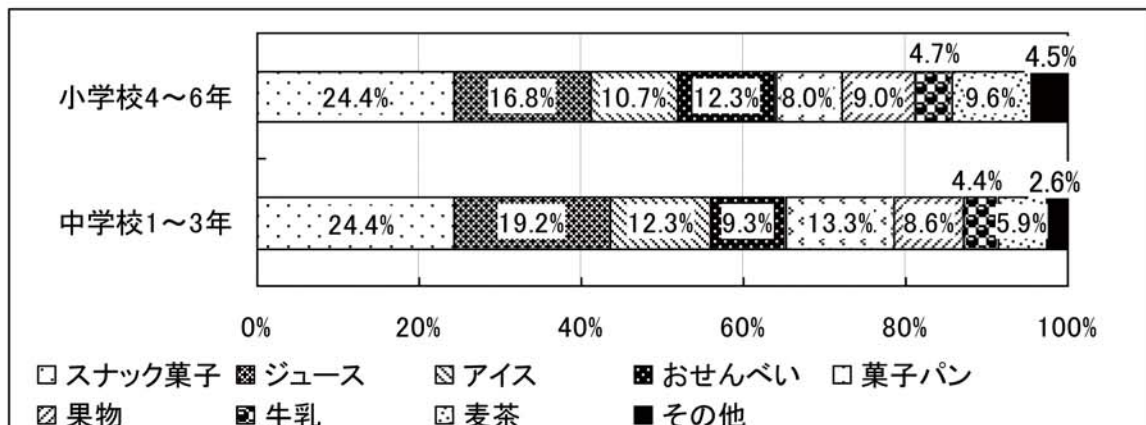


資料：「平成22年 第1回下野市食生活に関するアンケート調査(小学校4～6年、中学校1～3年)」

②おやつの内容

小中学生ともに食べ物ではスナック菓子、飲み物ではジュース類が一番高い割合です。

(小学校4～6年 n=2,487、中学校1～3年 n=1,092)

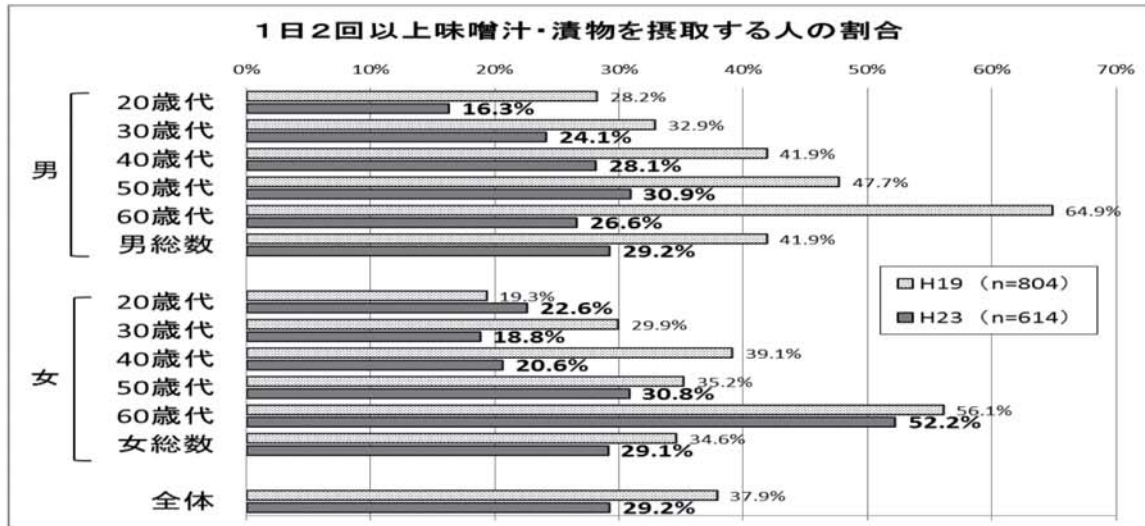


資料：「平成22年 第1回下野市食生活に関するアンケート調査(小学校4～6年、中学校1～3年)」

(5) 塩分摂取の習慣

①味噌汁・漬物摂取状況

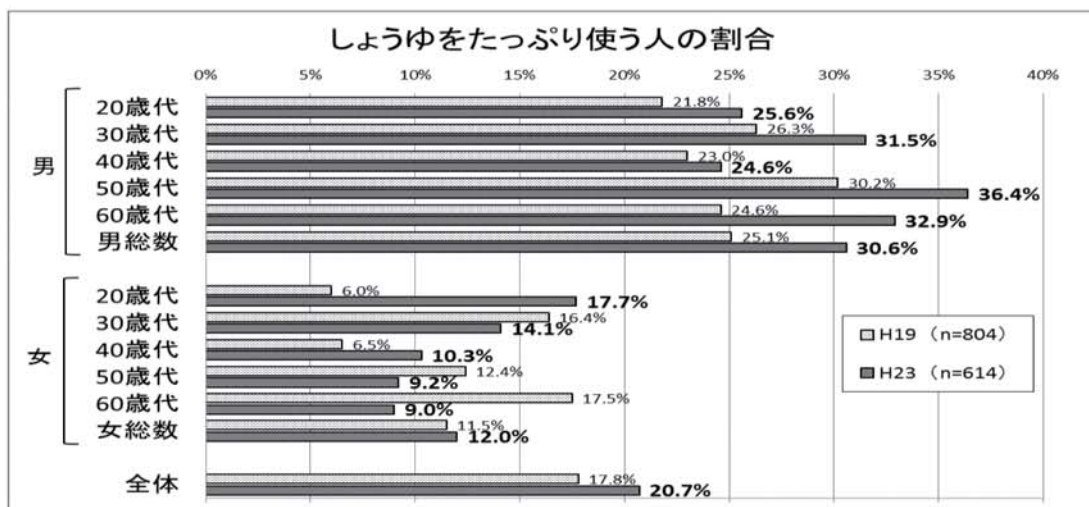
1日2回以上味噌汁・漬物を摂取する人の割合は、全体的に前回調査値よりも少なくなっています。



資料：健康しもつけ21プラン「下野市 健康と生活習慣に関するアンケート調査」

②しょうゆの使用状況

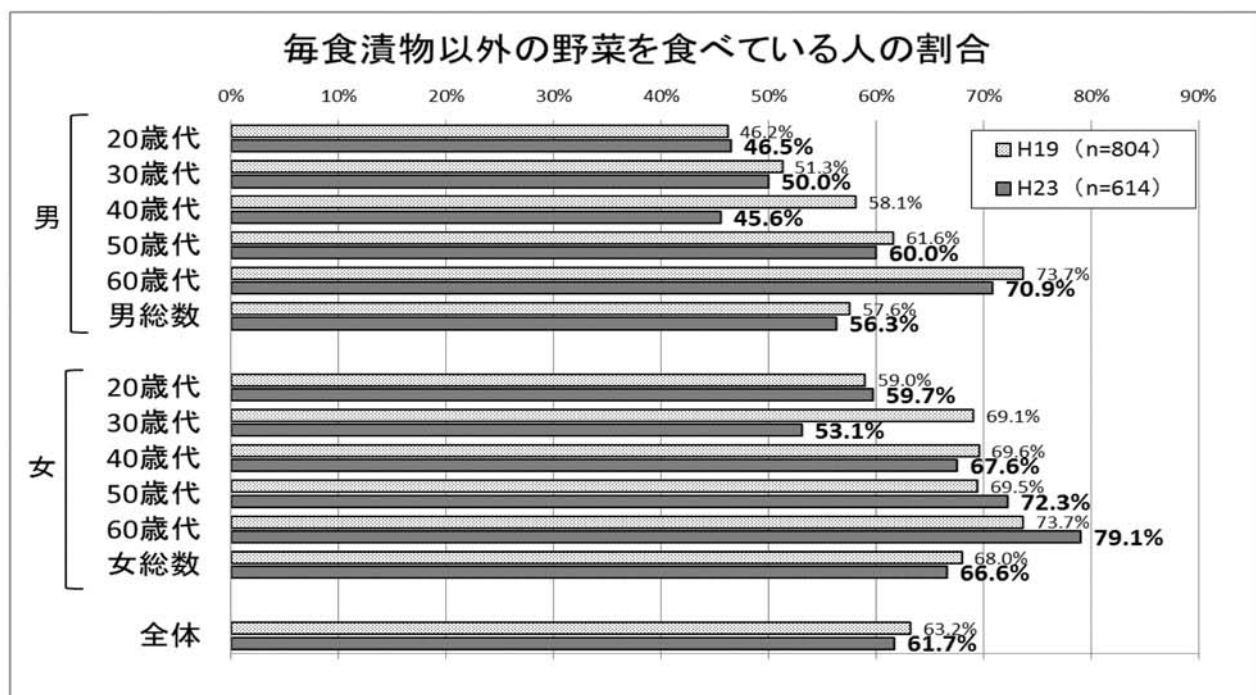
しょうゆをたっぷり使う人の割合は、前回調査と比べてやや増加しています。特に男性で増加がみられ、男性50歳代が36.4%と最も高くなっています。女性では20歳代で増加がみられました。



資料：健康しもつけ21プラン「下野市 健康と生活習慣に関するアンケート調査」

(6) 野菜の摂取状況

毎食、漬物以外の野菜を食べている人の割合は、男女共に60歳代がもっとも高く、20歳代がもっとも低い状況です。男性よりも女性の方が野菜を食べる人が多い傾向にあります。前回調査と比較すると、全体では横ばいとなっています。



資料：健康しもつけ21プラン「下野市 健康と生活習慣に関するアンケート調査」

3 市民の健康状態

(1) 肥満とやせの状況

①成人（肥満（BMI^{※1} 25.0以上）とやせ（BMI 18.5未満））

肥満者の割合は、男性では20歳代から50歳代にかけて年代が上がるほど増加しています。

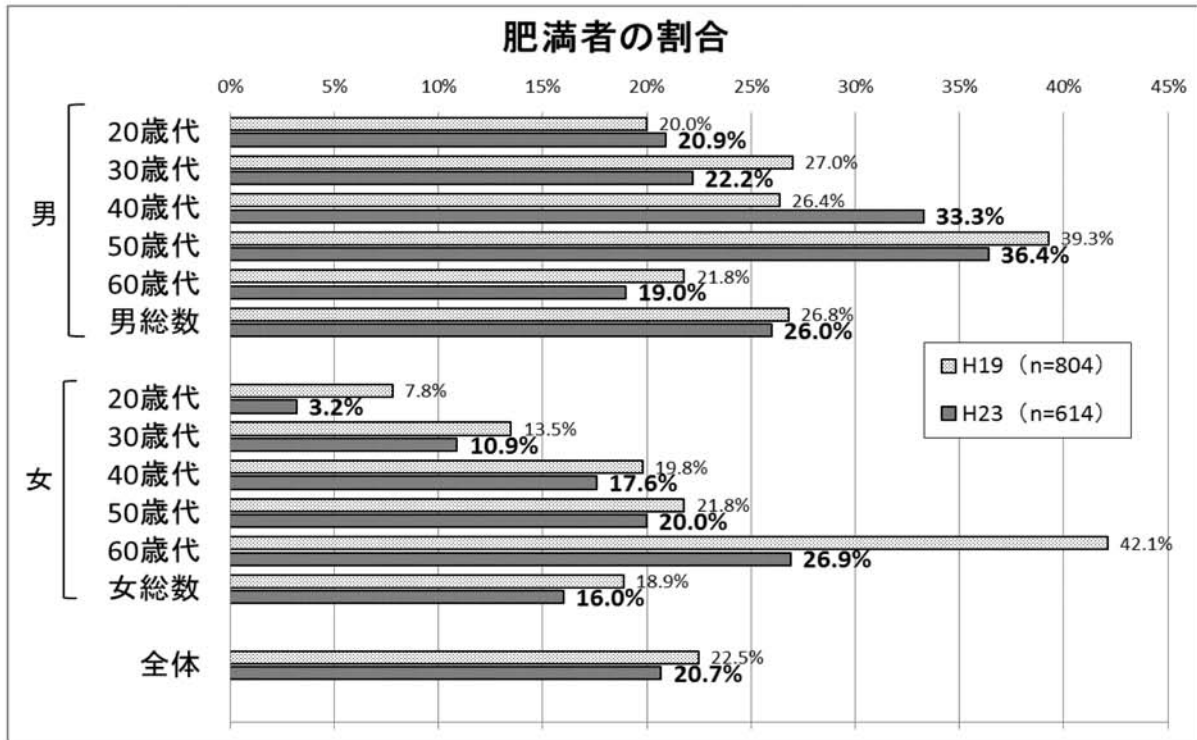
また、女性では20歳代から60歳代にかけて同様の傾向となっています。

性別で比較すると、男性の方が女性より高くなっています。

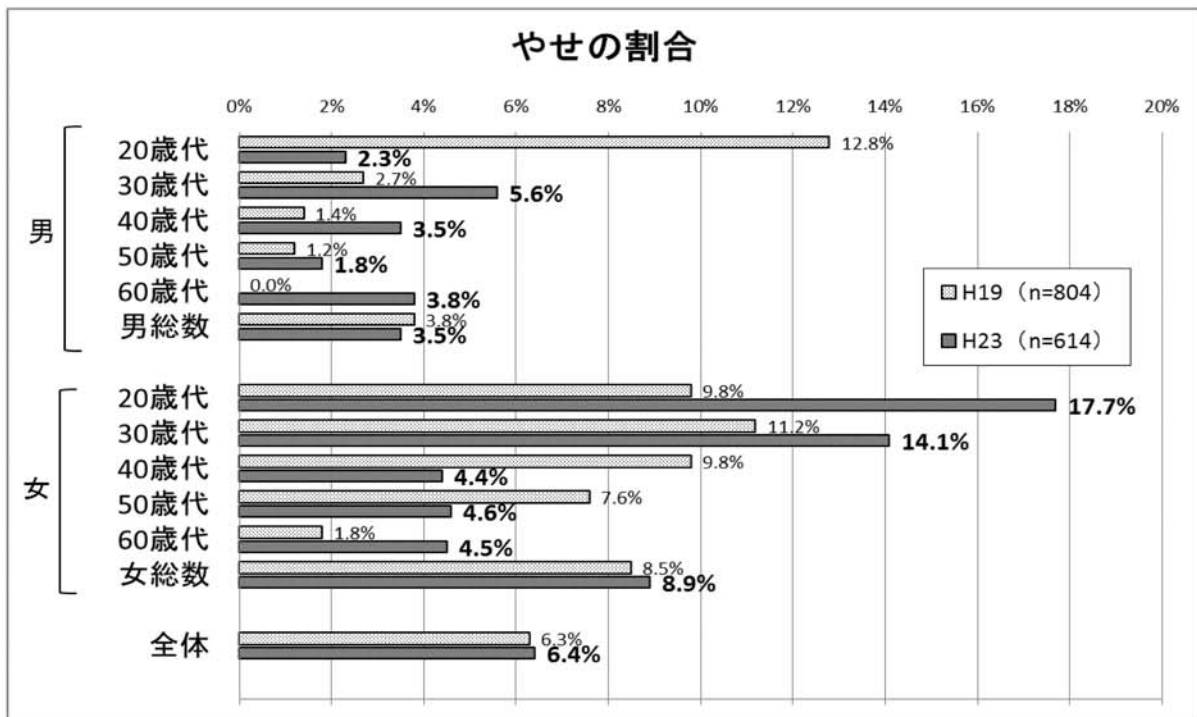
やせの割合をみると、女性の20歳代・30歳代において割合が高くなっています。

前回調査と比較すると、肥満者の割合は男性では変化が見られず、女性ではすべての年代で減少しています。やせの割合では男女ともに年代によりばらつきがある状況です。

※1 BMI (肥満指数) = 【体重(kg) ÷身長(m) ÷身長(m)】



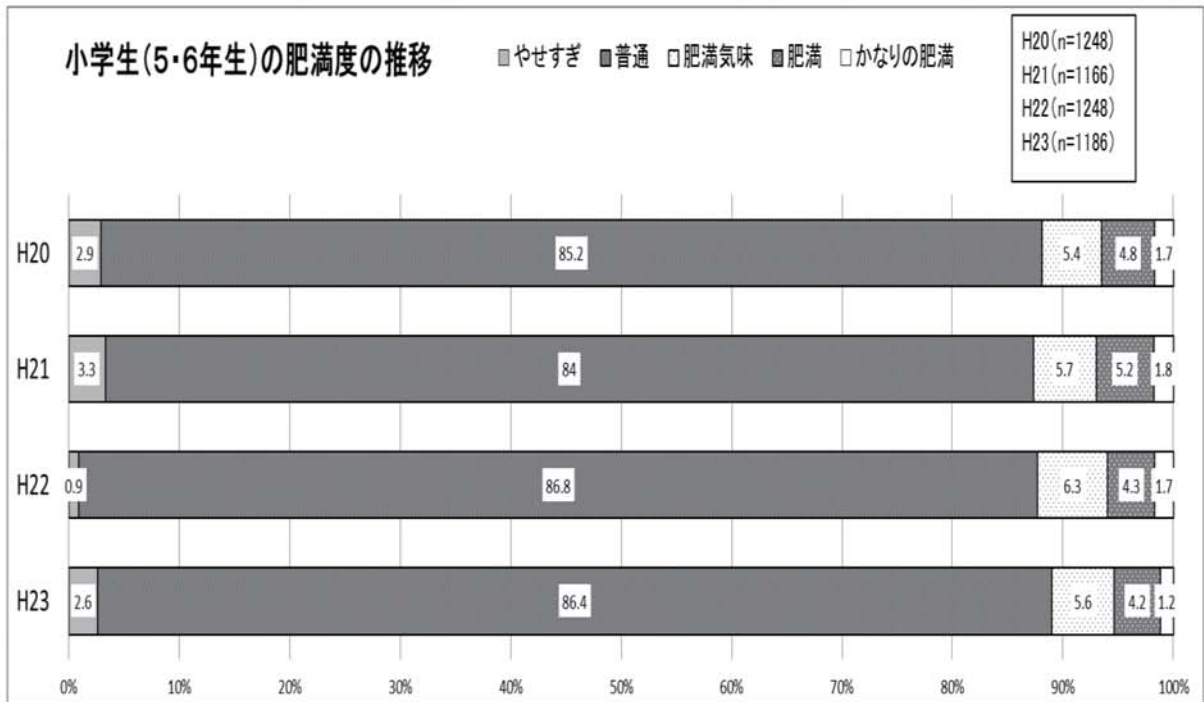
資料：健康しもつけ21プラン「下野市 健康と生活習慣に関するアンケート調査」



資料：健康しもつけ21プラン「下野市 健康と生活習慣に関するアンケート調査」

②小学5・6年生

小学校5・6年生における肥満者の割合は「やせ」「肥満」とも横ばいとなっています。



資料：「平成23年度小児生活習慣病予防検診アンケート」

※肥満度（標準体重に対して何%太っているかを示したもの）

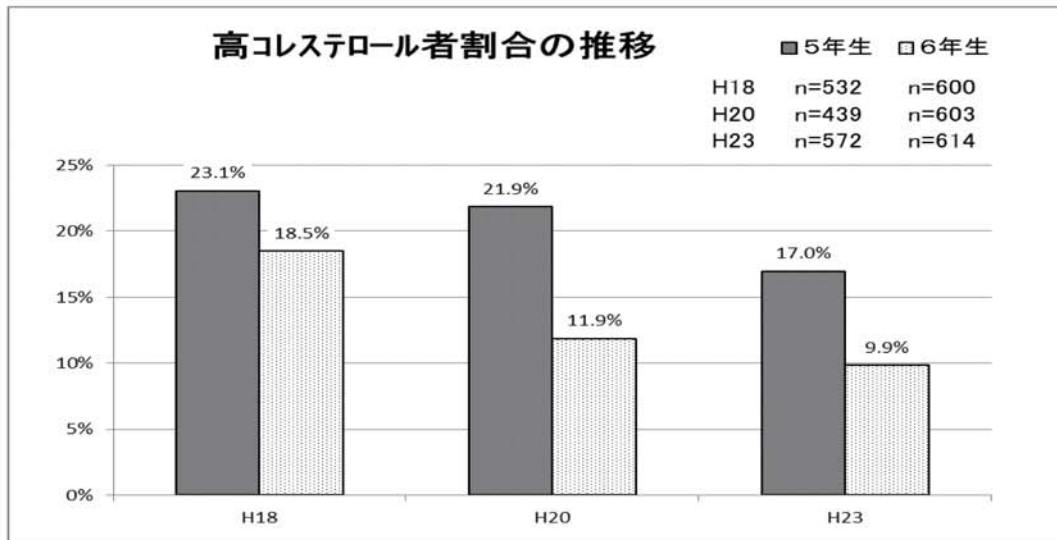
肥満度の計算方法

$$\text{肥満度} = \frac{\text{自分の体重} - \text{標準体重}}{\text{標準体重}} \times 100$$

やせすぎ～-20% ふつう-19.9～19.9%
 肥満気味 20～29.9% 肥満 30～49.9% かなりの肥満 50%～

(2) 高コレステロールの児童の状況

小学校5・6年生の高コレステロール割合は、平成18年に比べて減少しています。

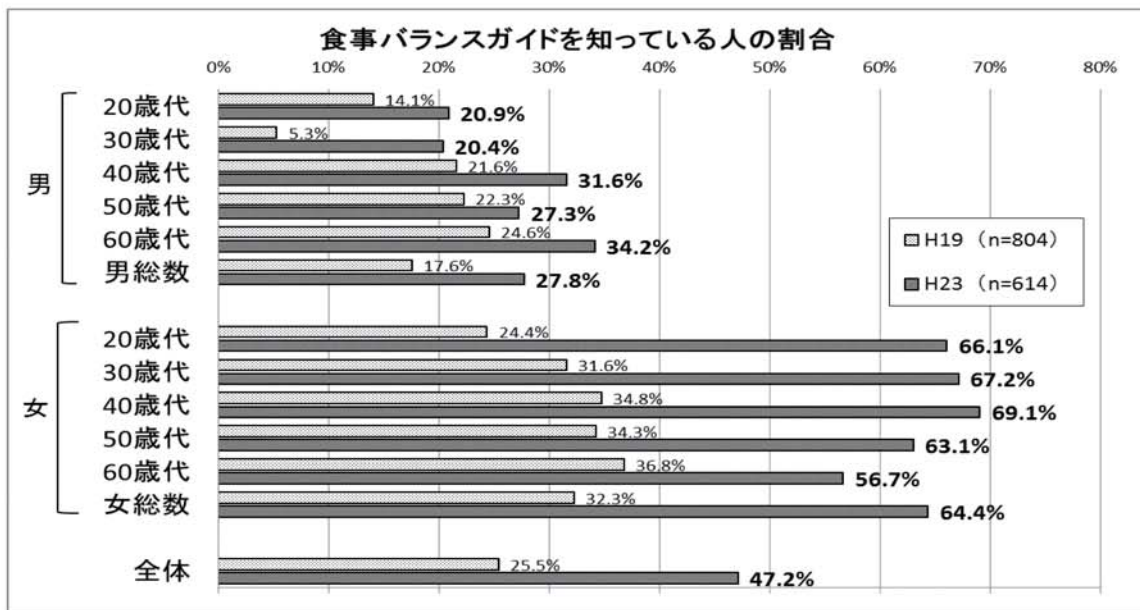


資料：「平成23年度小児生活習慣病予防検診アンケート」

4 食に関する意識

(1) 食事バランスガイドの認知度

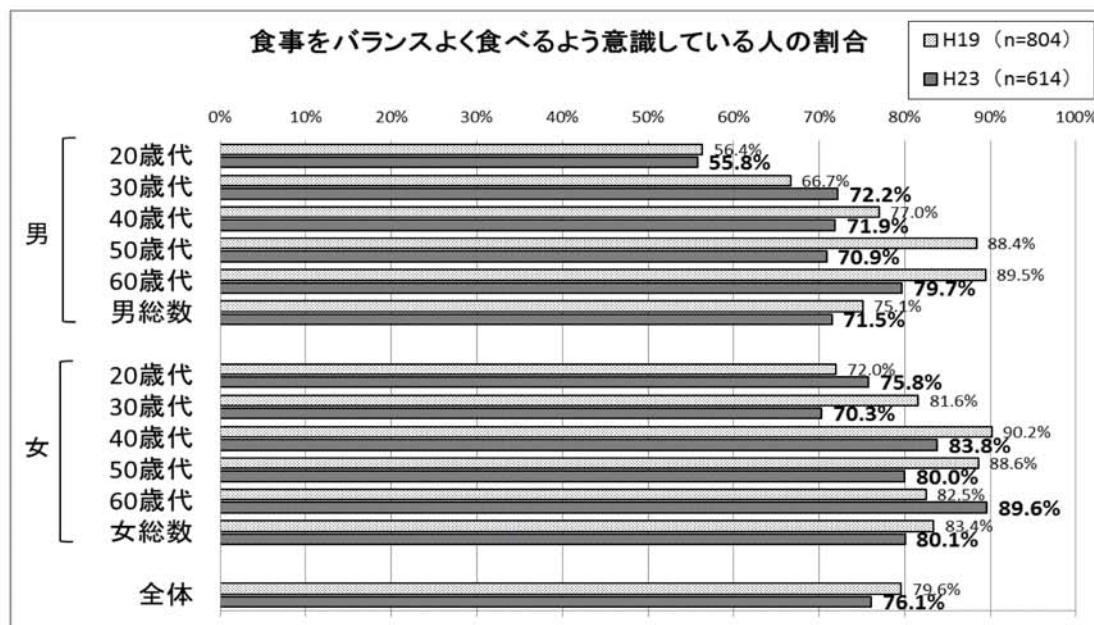
食事バランスガイドを知っている人の割合は、前回調査と比較して大幅に増加しています。女性では半数以上の人を知っていましたが、男性は女性の半数程度と低くなっています。



資料：健康しもつけ21プラン「下野市 健康と生活習慣に関するアンケート調査」

(2) 食事のバランス意識

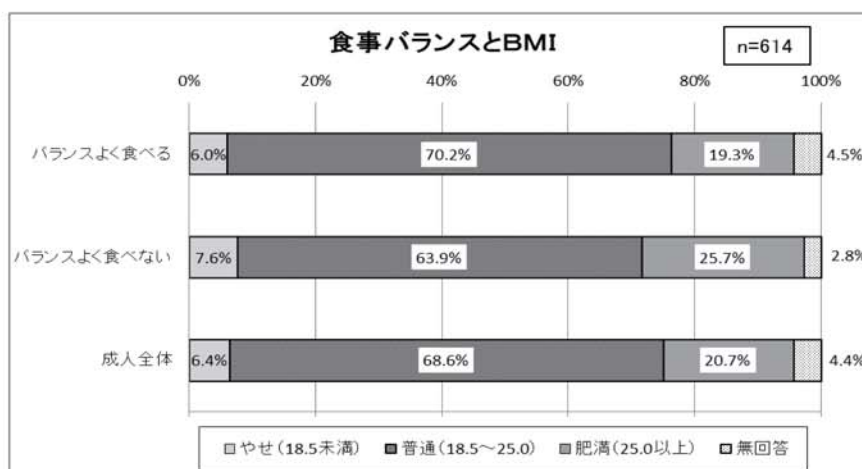
バランスよく食べている人の割合は、男女ともに7割を超えています。前回調査と比較して減少しています。年代別にみると、男性では50歳代、女性では30歳代においてその傾向が強くなっています。



資料：健康しもつけ21プラン「下野市 健康と生活習慣に関するアンケート調査」

(3) 食事のバランス意識とBMI

バランス意識と肥満の関連では、バランスよく食べない人はバランスよく食べる人と比較して、「やせ(18.5未満)」「肥満(25.0以上)」の割合が増加しています。



資料：健康しもつけ21プラン「下野市 健康と生活習慣に関するアンケート調査」

(4) 食生活改善推進員（ヘルスマイト）の認知度

前回調査と比較（4ページ）して、全体的に認知度は上昇しており、10.6%が食生活改善推進員を知っていました。

5 食の生産状況

(1) 農畜産物の生産状況

下野市は首都圏に位置し、東京から約 90 km という立地条件を活かして、米・麦のほか、園芸・畜産などバランスがとれた生産構造を形作りながら生産を続けてきました。

総農家戸数、販売農家戸数^{*1}、耕地面積ともに減少が進んでいますが、総農家戸数のうち販売農家戸数の占める割合は増えているため、今後は収益性の高い作目や作型を導入して産地化を目指します。

*1 経営耕地面積が 30 アール以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家の戸数。

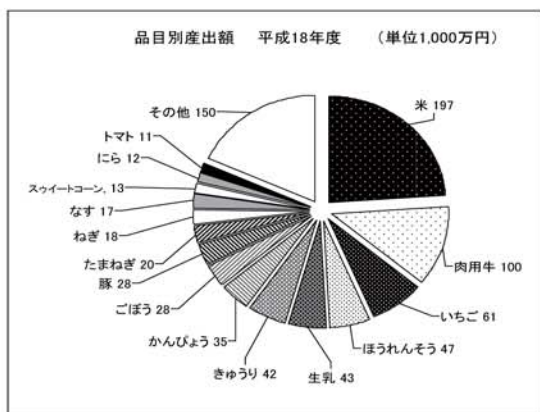
○下野市の農業に関する基礎的指標（平成 24 年度）

項目	平成 18 年度	平成 24 年度
総農家数	2,311 戸	1,961 戸 (H22)
販売農家数	1,739 戸(総農家数の 75.2%)	1,532 戸(総農家数の 78.1%) (H22)
耕地面積	4,000 ha	3,930 ha

〔出展：下都賀地方の農業・農村 下都賀農業振興事務所〕

また、栃木県内における市町別産出量の上位を占める農畜産物で見ると、かんぴょう、ほうれんそう、ごぼうが県内第 1 位を占めています。このほかにも多品目の農畜産物が生産され、県内でも有数な農業生産地に挙げられております。

○下野市の品目別産出額（平成18年度）



〔出展：栃木県の生産農業所得統計 関東農政局〕

○栃木県内において下野市が市町別産出量の上位を占める農畜産物（平成18年度）

県内順位	農産物名	産出量 (t)	県内産出額順
第1位	かんぴょう	152	第1位
	ほうれんそう	1,600	第2位
	ごぼう	1,730	
第2位	たまねぎ	3,250	
	きゅうり	2,150	第2位
	かぶ	319	
	はくさい	3,630	
	バラ	1,440	

県内順位	農産物名	産出量 (t)	県内産出額順
第3位	ねぎ	1,040	第1位
	なす	965	第2位
第4位	にんじん	195	
	レタス	424	第2位
	キャベツ	373	
	洋ラン	非公表	

〔出展：栃木農林水産統計年報〕

(2) 農畜産物の安全・安心の状況

農畜産物の安全・安心と品質を確保するために、生産者は生産履歴記帳をとおして農薬等の使用状況の情報を発信しています。また、性フェロモン剤や生物・微生物農薬の導入を促進して、安全な農畜産物の生産拡大を推進します。

県では環境保全型農業の推進策としてエコファーマー^{*1}の認定や、とちぎの特別栽培農産物「愛称：リンク・ティ」^{*2}の登録認証を行っています。



また、原発事故による放射性物質対策として、県では農産物直売所等に出荷される農林水産物に対してモニタリング検査^{*3}を行って安全性を確認しています。

このほか、啓発事業として子どもを持つ保護者、一般消費者、農業者、食品事業者等を対象に、放射性物質と食の安全に関する理解促進を図るため、「食と農業に関する放射性物質理解促進事業（リスクコミュニケーション^{*4}）」を県と共催して、専門家を講師としたきめ細かなリスクコミュニケーションを実施しています。

*1 食の安全・安心の確保と農地と周辺環境にやさしい農業の実践を目指して、土づくり・化学合成農薬使用低減・化学肥料使用低減に取り組む農家を県が認定するものです。

*2 節減対象農薬と化学肥料（窒素成分）の使用量を、通常に栽培する場合の半分以下に減らした農産物を県が認証するものです。

*3、国の原子力災害対策本部が平成 25 年 3 月 19 日に定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき実施し、原則市町村単位に、販売目的に生産される農林水産物を出荷前に行う検査。

*4 食品が人の健康に及ぼす影響の大きさ“リスク”を最小限にとどめるため、リスクについての正確な情報を評価・管理する主体間や、引き受け手となる消費者との間で共有し、相互に意見を交換して意思疎通を図ること。

○下野市内のエコファーマーの認定 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

項目	平成 21 年度	平成 25 年度	備 考
認定者	332 人	268 人	1 人で複数の作物の認定を受けることができます
延べ認定数	427 人	370 人	

[出展：下都賀地方の農業・農村 下都賀農業振興事務所]

○下野市内でのとちぎの特別栽培農産物の登録認証及び出荷適合認証の状況 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

項目	生産登録者	栽培面積	出荷適合者	栽培面積
水稲	1 戸	64a	1 戸	64 a
ほうれんそう（冬春どり）	10 戸	369a	9 戸	349 a

[出展：下都賀地方の農業・農村 下都賀農業振興事務所]

(3) 地元農畜産物に対して期待すること

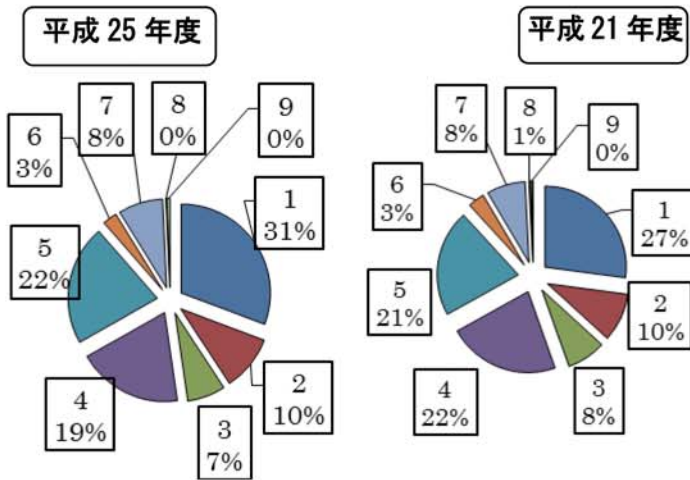
平成 21 年度と平成 25 年度に行った地産地消意識調査の結果から考えます。

平成 21 年度の回答では『手ごろな値段』が 2 割を超えていましたが、平成 25 年度の回答では 2 割を下回り、『鮮度』と「安全性・安心感」の割合が上がりました。この結果は、日頃、農畜産物を購入する際の基準と考えられます。

地元農畜産物のラベルには出荷者名の表示が増えてきたため『安全性・安心感』を確認する理由の一つと考えられます。原発事故以降、安全性について今まで以上に意識す

る方が増えたと考えられます。

○地元農畜産物に対して期待すること



		H25		H21	
1	鮮度	319	31%	221	27%
2	旬や季節感	105	10%	79	10%
3	おいしさ・栄養	72	7%	64	8%
4	手ごろな価格	198	19%	182	22%
5	安全性・安心感	226	22%	174	21%
6	安定・周年供給	27	3%	27	3%
7	農薬などの使用	84	8%	63	9%
8	その他	1	0%	3	0%
9	無回答	6	0%	3	0%
計 (n)		1,038	100%	816	100%

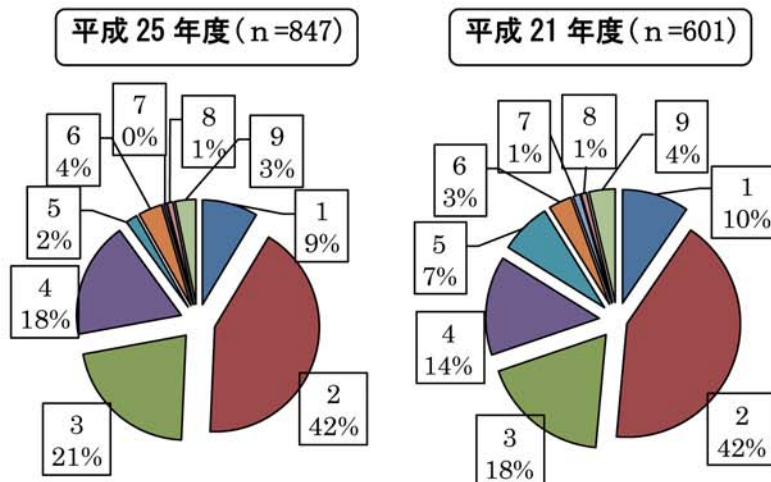
(4) 農畜産物を扱う相手に対して求めること

平成 21 年度と平成 25 年度に行った地産地消意識調査の結果から考えます。

○生産者に求めること

生産者に求めることでは、2 回の調査結果とも『新鮮で安全な農産物』という回答が約 4 割になりました。

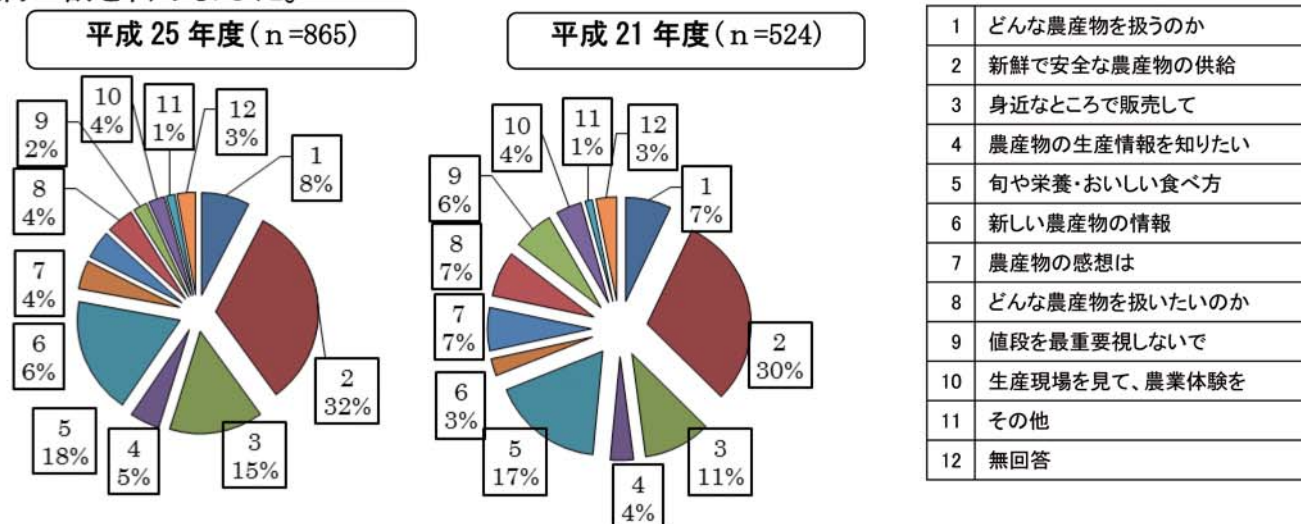
地元農畜産物の強みは新鮮さであるため、地元産は『新鮮』という意識をさらに高めることで消費拡大につながると思われます。また、『身近なところで販売して』と『旬や栄養・おいしい食べ方』という回答がともに増加しました。



1	農産物の種類や生産方法
2	新鮮で安全な農産物を
3	身近なところで販売して
4	旬や栄養・おいしい食べ方
5	農産物の生産情報を知りたい
6	生産現場を見、農業体験
7	新しい農産物の情報を知りたい
8	その他
9	無回答

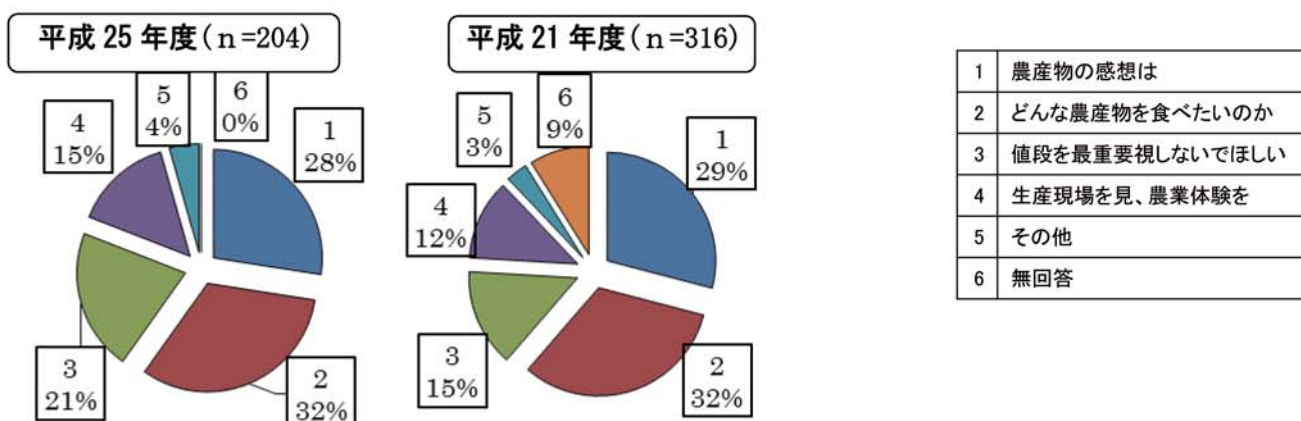
○販売店・飲食店に求めること

販売店、飲食店に求めることでは『新鮮で安全な農産物を供給して欲しい』・『身近なところで販売してほしい』・『旬や栄養・おいしい食べ方を知りたい』を挙げた回答の合計が約7割を占めました。



○消費者に求めること

消費者に求めることでは、『農産物の感想』、『どんな農産物を食べたいのか』、『値段を最重要視しないで欲しい』という回答の合計が平成 21 年度には7割だったものが、平成 25 年度には8割に上がりました。



Ⅲ 基本理念・基本目標

本市では、次のとおり基本理念を定めて食育を推進します。

○基本理念

生涯を通じた食育活動をとおして、食の大切さを理解し、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育みます。

○基本目標

基本理念を実現するために、次のとおり計画推進の基本目標を定めます。

1 食を大切にすることを育てます

食を正しく理解し、自然の恩恵により食料生産が成り立っていることや、食生活が多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感することにより、食を大切にすることを育てます。

2 楽しく規則正しい食習慣を築きます

1日3食をきちんと食べるとともに、家族で楽しく食卓を囲むなど、楽しく規則正しい食事の習慣を築きます。

3 下野市の食を活かした日本型食生活を推進します

下野市内で生産される新鮮で多彩な食材を中心として、栄養バランスに優れた日本型食生活を推進し、子どもたちからの生活習慣病の予防を促進します。

4 食の安全・安心に対する理解を深め、地産地消を推進します

食の安全・安心に対する理解を深めるために、生産履歴情報等の提供や農業体験等の地産地消推進事業をとおして生産者と消費者の顔が見える関係を築きます。

5 市民が主役の食育推進運動を展開します

家庭・学校・地域等の様々な分野において、それぞれの関係者が連携・協力しながら、市民が主役の食育推進運動を展開します。

IV 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

- (1) 保育園、幼稚園、学校、地域、生産者、食品関連事業者、関係団体、行政が連携を図りながら、計画を推進します。
- (2) 計画した施策の進行状況を把握し、計画を管理します。
- (3) 広報紙や市ホームページなどをとおして、計画に関する情報提供を行います。

2 関係者の役割

(1) 家庭の役割

家族団らんで食卓を囲む場所である家庭は、食育を実践する最も基本的な場所です。

特に子どもたちが心身ともに健やかに育つためには、毎日、朝食を食べることなどの健全な食習慣や食事マナーを身につけることが必要です。



また、食への理解や感謝の気持ちを深めるために、家族そろって食と農に関する体験活動に参加したり、地元農畜産物を使って郷土料理を作りましょう。

そして、栄養バランスのとれた食事でも過食や食べ残しをしない食習慣を身に付け、適度な運動、十分な休養、睡眠などの生活リズムを確立しましょう。

(2) 保育園、幼稚園、学校の役割

保育園、幼稚園、学校では、給食等をとおして子どもたちが友達とコミュニケーションを図り、食の大切さや楽しさを実感することが大切です。

各教科や総合的な学習の時間の中でも地元農畜産物や郷土の食文化を伝えたり、教育ファーム等の体験活動をとおして食への感謝と大切さを学ぶ機会を提供しましょう。

また、保護者に対しては給食の献立を利用した栄養教室の開催や食育だよりなどをおして普及啓発を行うことが大切です。

(3) 地域の役割

地域においては自治会、育成会、食に関するボランティア団体などが、さまざまな機会を利用して食育の普及啓発に努めることが大切です。各種イベントや地域の行事開催の際には伝統的な郷土料理を学ぶ機会を提供しましょう。

保健、福祉、医療関係者などは各世代に応じた、食に関する情報提供や指導を進めましょう。



(4) 生産者、食品関連事業者、関係団体の役割

消費者の安心感を確保し地産地消を推進するために、生産者や農業関係団体は生産履歴等の情報提供を進めることが大切です。また、食品関連事業者は適正表示や栄養成分表示等の情報提供を進めることが大切です。

さらに、教育ファーム等の体験活動を充実させるとともに、教育ファームに携わる方や食品の安全性に関する指導者の育成も進めましょう。

(5) 行政の役割

行政は家庭と地域を結び、保育園、幼稚園、学校、生産者、食品関連事業者、関係団体と連携して、食と農に関するイベントや親子料理教室等の体験活動を開催して、地域

の特色を活かした食育の推進に努めます。



また、食事バランスガイドの普及や活用に努め、各世代に応じた食育の取組を提案し、健全な食生活を送ることができるように栄養相談や指導に努めます。

V 施策の展開

1 食を大切に作る心を育てるために

(1) 食に関する体験活動の促進

○現状と目指す方向

外食・中食^{*1}など食が外部化され、生産と消費の場が離れることにより、農畜産物が自然の恵みであることや、食生活が多くの人々によって支えられていることが見えにくくなっています。

食に対する感謝の気持ちや理解を深めるため、食料の生産・加工・流通など、食に関する多様な体験活動を促進します。

○主な指標

指標名		前期基準(H22)	前期目標(H25)	基準(H25)	目標(H30)
市民農園等における体験メニューの機会		3回	5回	3回	5回
下野市農業公社が行うアグリ体験補助事業に取り組む小学校及び認可保育園の広報紙及び市ホームページへの紹介記事掲載	小学校	—	—	0回	12回
	認可保育園	—	—	0回	5回

○主な施策

①食に関する学習機会の拡大

- ・男性の食の自立を目指すため、男性を対象とした料理教室を開催します。
- ・調理を体験する場として親子の料理教室（ファミリークッキング）を開催します。

【食生活改善推進員（ヘルスマイト）によるファミリークッキング】



・地域の農業者や農業団体と連携して、農業者等の農園や学校農園等を活用した農業体験やしもつかれ等の郷土食の料理教室の開催を推進します。

・教育ファーム^{※2}の受け入れ農家等の掘り起こしと育成を推進します。

・道の駅しもつけで開催される食のオープンスクールの情報を発信します。



②都市と農村との交流促進

【食のオープンスクールレシピ】

・市民農園や農業者等の農園を活用した農業体験の機会を拡大します。

・農産物直売所等の店頭において、栽培方法や調理に関する情報提供を行うなど、下野市産農畜産物や食文化などに触れる機会を拡大します。

③食と農に関する情報の発信

・広報紙、市ホームページや店頭における各種イベント等を活用して、旬の農畜産物や特産品、農畜産物の栽培状況など食に関する幅広い情報を発信します。



【JAうつのみや玉葱専門部主催の『親子で玉ねぎ収穫体験』：別当河原地区】

*1 レストラン等に出かけて食事をする“外食”と家庭内で手作り料理を食べる“内食（ないしょく）”の中間にあって、市販の弁当やそう菜等、そのまま調理加熱することなく食べられる状態に調理された日持ちのしない食品の総称。“なかしょく”と読む。

*2 農林漁業者の指導を受けて、同一人物が同一作物について2つ以上の農作業体験を年間2日以上行うもの。

(2) 学校等における指導の充実

○現状と目指す方向

朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れや、脂質の過剰摂取、野菜の摂取不足などにより、それらに起因した肥満や生活習慣病の予備軍である子どもが増えています。

子どものころから食に関する正しい知識を学び、健やかな心と体の成長を支援するため、幼稚園・保育園・学校等において給食をはじめとした様々な機会に、食生活学習教材「食生活を考えよう」や食事バランスガイドを用いて食に関する指導の充実を図ります。

○主な指標

指標名	基準 (H25)	目標 (H30)
外部講師など専門職による「食に関する指導」を受けた学校数の割合（小・中）	13%	25%

○主な施策

①食に関する指導体制の充実

・すべての学校で食育に関する指導体制が体系的に行われるよう、学校食育部会を組織し、「食に関する指導」の充実を図ります。

②指導内容及び学校給食の充実

・児童、生徒等が食に対する学習意欲や興味・関心を高め、理解が深まるよう、実際の食に関する農業体験や生産者との交流を充実させることにより、日本型食生活の普及促進を図ります。

・学校給食を生きた教材として活用できるよう献立等の充実を図るとともに、地産地消を促進します。


③児童生徒等の個別指導の充実

・近年、増加傾向にある食物アレルギーや肥満傾向のある子どもたちに対し、自分の身体の状態を知り、自分に適した食事が選べる能力を身につけさせるなど、個々に応じた

指導を充実します。

④家庭・地域との連携促進

・「食育だより」等を通じ、規則正しい食習慣等について情報発信するなど、保護者を中心として家庭・地域における食育を推進します。



下野市食育だより

No.8

平成25年4月発行
下野市教育委員会

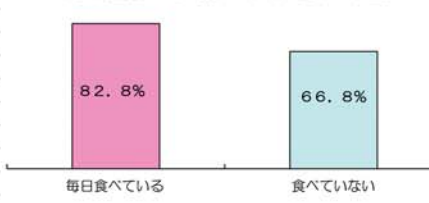
確かな学力を育むために『毎日食べよう朝ごはん』

文部科学省の「全国学力・学習状況調査」では、朝ごはんを毎日きちんと食べると回答している児童生徒は、食べないことが多い・食べないと答えた人より、学力調査の平均正答率が高いという結果が出ています。
全国で、今月の24日に平成25年度全国学力・学習状況調査(対象：小学6年と中学3年)が行われる予定です。

○平成24年度 全国学力・学習状況調査結果より (対象：小学6年と中学3年)

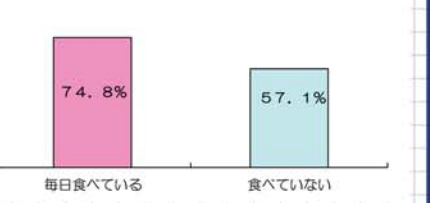
朝ごはんを毎日食べていますか

小学校国語A(知識)の平均正答率(全国)



毎日食べている 82.8% 食べていない 66.8%

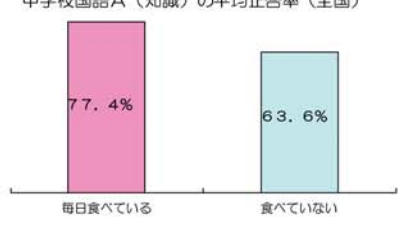
小学校算数A(知識)の平均正答率(全国)



毎日食べている 74.8% 食べていない 57.1%

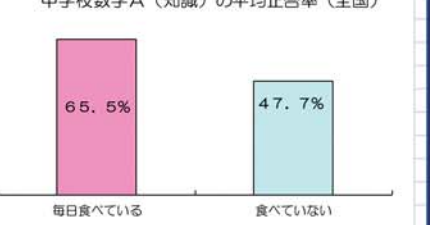
平均正答率とは・・・すべての児童生徒の正答率を平均した値です。いわゆる「平均点」と同じようなものと考えてください。

中学校国語A(知識)の平均正答率(全国)




毎日食べている 77.4% 食べていない 63.6%

中学校数学A(知識)の平均正答率(全国)




毎日食べている 65.5% 食べていない 47.7%


朝食を目で見て味わったり、手を動かして食べたりすることで体全体が目覚めていきます。また、朝食を毎日食べる習慣をつけることで、生活リズムを整えることもできます。
脳を働かせるために必要なエネルギー源である炭水化物を多く含む食品を中心にバランス良く食べて脳を働かせましょう。




おすすめ
朝食メニュー!




焼き鮭



お浸し




ご飯




実だくさんの
みそ汁


和食




目玉焼き




サラダ



トースト



野菜スープ



洋食

【教育委員会では、下野市食育だよりを活用して朝食の大切さをPR】

25

(3) 優れた食文化の継承・発展

○現状と目指す方向

輸入食材の増加や欧米型食生活等の食習慣の多様化により、伝統的な郷土料理等の地域に根ざした特色ある食文化が失われつつあります。

また、食への感謝を意識することなく、食品がすぐ手に入ることが当たり前になりつつあり、大量の食べ残し・廃棄物が発生しています。食に感謝し、食品を無駄にしないような取組を進めていきます。

郷土料理や行事食、地元食材を使った料理など、地域に伝わる優れた食文化を受け継ぐとともに、新しいメニューの開発などにも取り組みます。

○主な指標

指標名	基準 (H25)	目標 (H30)
学校給食等で郷土料理や行事食を提供した回数	11回	22回
農産物直売所におけるイベントにあわせた郷土料理や行事食の試食会	3店舗	9店舗

○主な施策

①食文化の普及・発展

- ・地域の伝統的な郷土料理や行事食等、優れた食文化を継承するため、学校での授業、地域の行事や料理教室等を活用して、学ぶ機会を提供します。
- ・学校給食や様々な機会をとおして地域における伝統的な郷土料理や行事食等の献立を提供し、優れた食文化を継承できるよう促進します。

【下野かんぴょういっぱい給食：

下野市立祇園小学校】



・農村レストランや飲食店等において、下野市産農畜産物を活用した伝統的な郷土料理等の提供やレシピの提供を促進します。特に生産日本一である下野市のかんぴょうの優れた栄養価をPRし、伝統的な郷土料理や新しい活用方法を紹介します。

②環境にやさしい食生活

・環境への負荷を低減するため食品廃棄物の発生抑制や再資源化の取組を促進します。

③国際交流の推進

・お互いの国の食文化を知ることとおして、ふるさとを見直すきっかけをつくるため、国際交流員を中心とした料理教室の開催や交流会等の取組を促進します。

【国際交流員ザブリーナ・リン氏による「ドイツ料理」教室
ジャガイモのパンケーキ（ライベクーヘン）】



2 楽しく規則正しい食事習慣を築くために

(1) 規則正しい食事の推進

○現状と目指す方向

若い年齢層（20～30歳代）を中心に、朝食を食べない人の割合が高い状況にあり

ます。朝食は1日の活動エネルギーを摂取する大切な食事です。朝食を食べないと昼食や間食を多く食べてしまったり、体が過剰にエネルギーを蓄えようとする傾向にあります。生活習慣病予防のために、生活リズムを整え、食事バランスガイドに基づいた栄養バランスのとれた食事を摂るなど正しい食生活習慣を築きます。

○主な指標

指標名	前期基準 (H22)		前期目標 (H25)	基準 (H25)		目標 (H30)
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	小学生	93.1%	100%	小学4～6年生	94.4%	100%
	中学生	89.2%	100%	中学生	93.7%	100%
成人の朝食欠食率 (健康しもつけ21プラン)	28.8% (H18)		15%以下 (H24)	全体 15.1% (H23) 男性 29.4% 女性 11.3%		(H29) 男性 15%以下 女性 10%以下
保育園、幼稚園等での食育教室実施回数	—		—	8か所 (H24)		10か所

○主な施策

①朝食を毎日食べる運動の推進

- ・保育園、幼稚園、児童館、子育て支援センターに通う子どもとその家族を対象に、乳幼児健診、食育出前事業等で子どもの頃からの朝食の必要性などに関する情報を提供します。
- ・学校等において、朝食の大切さを児童生徒等に理解させるとともに、保護者など家庭・地域への啓発を図ります。

【保育園食育教室】



②規則正しい食事の啓発活動の推進

・「毎日朝食を食べる」「早寝早起き」など、子どもころから規則正しい生活リズムを身につけるため、広報紙・市ホームページで啓発します。

・乳幼児健診時には離乳食や、幼児期のバランスの取れた食事・補食（おやつ）についての指導を行います。

・食生活改善推進員等のボランティアによる事業の開催をとおして、家庭や地域に密着した普及啓発を図り、健全な食生活を送ることができるよう推進します。



【食生活改善推進員（ヘルスマイト）による健康教室】

(2) 楽しく食卓を囲む機会の拡大

○現状と目指す方向

夫婦共働きの世帯の増加や子どもの塾通い等、大人も子どもも忙しい生活スタイルに変化してきたことにより、食事を1人でとる“孤食”など、5つの『こ食』※1が問題になっています。家族で楽しく同じ食事を囲むことにより、食事が家族のコミュニケーションの場になったり、季節感を感じられたりと楽しいものであることを実感し、豊かな人間性を育みます。

○主な施策

①家族で楽しく食卓を囲む機会の拡大

・毎月第3日曜日の「家庭の日」の普及により、家庭の絆の意義と家族の大切さを啓発し、家族とのふれあいの一環として楽しく食卓を囲む習慣の定着を図ります。

②家族で食を楽しむ環境づくりの推進

・子どものころから食事の楽しさを実感できるように、乳幼児健診や育児学級、幼稚園や保育園に通う子どもの家族に向けて食卓づくりの重要性を普及啓発します。

・学校給食の時間が楽しい会食の場であり、正しい食事マナーを身につける場となるための環境づくりを推進します。

・収穫の喜びや食事の楽しさを家族で共有できるよう、農業体験や料理教室等の体験型学習の機会を提唱します。

・男性を対象とした料理教室の開催等、男女がともに協力する食生活づくりを行います。

※1 《5つの『こ食』》

孤食 家族が不在の食卓でひとりで食べること

→子どもの好き嫌いや食事のマナーの指導ができません

個食 家族それぞれがバラバラに自分の好きなものを食べること

→子どものころの好き嫌いは協調性のない性格をつくりがちです

固食 自分の好きな同じようなメニューばかりを食べること

→栄養のバランスが悪く、単純な味に慣れ、味覚障害を起こすことも

小食 太りすぎを気にしたダイエットなど食べる量が少ないこと

→過剰なダイエットは健康を損ねます

粉食 パンやめん類など粉を使ったやわらかい主食ばかりを食べること

→かむことが少なくだ液の分泌やあごの発達が損なわれることも

3 下野市の食を活かした日本型食生活を推進するために

(1) 栄養バランスのとれた食生活の推進

○現状と目指す方向

食事バランスガイドを知っている人の割合（12 ページ）は増加したものの、食事をバランスよく食べるよう意識している人の割合（13 ページ）は減少しており、脂肪や塩分の摂り過ぎ、野菜や果物、牛乳・乳製品の不足が懸念されます。

しょうゆをたっぷりかける人が特に男性で増加（8 ページ）しており、薄味習慣の定着化に向け、減塩に関する取り組みがますます必要になっています。

また、毎食漬物以外の野菜の料理を食べている人は6割に留まっており（9 ページ）、野菜摂取の増加への啓発も必要です。

健康な食生活を送るため規則正しく3食きちんと食べること、野菜、果物、牛乳・乳製品を適量摂り、減塩に取り組むなど、栄養バランスのとれた食生活を送ることを目指します。

○主な指標

指標名	前期基準(H22)	前期目標(H25)	基準(H25)	目標(H30)
「食事バランスガイド」を知っている人の割合 (健康しもつけ21プラン)	25.0% (H18)	40%以上 (H24)	47.2% (H23)	—
栄養のバランスを意識して食べる人の割合 (健康しもつけ21プラン)	79.3% (H18)	85%以上 (H24)	男性 71.5% 女性 80.1% (H23)	男性 85%以上 女性 85%以上 (H29)
食事バランスガイドを活用している人の割合 (健康しもつけ21プラン)	—	—	—	男性 47%以上 女性 47%以上 (H29)
しょうゆをたっぷりかける人の割合 (健康しもつけ21プラン)	—	—	男性 30.6% 女性 12.0% (H23)	男性 20%以下 女性 10%以下 (H29)

○主な施策

①栄養バランスのとれた食事の普及啓発

・規則正しく3食きちんと食べる食習慣を推進します。

・食事バランスガイドを基本とした、主食・野菜を十分とり、油・塩分を控える食生活を進めます。

・栃木県民の野菜摂取量が312gという現状をふまえ、野菜の摂取目標量成人1日あたり350g以上

（1日5皿の野菜料理）の周知を図ります。野菜を食べよう！「GO!GO!5皿」



の推進等を図ります。

- ・ 外食や中食の際、栄養成分表示を確認する等上手にメニューを選ぶことを啓発します。
- ・ 食生活学習教材「食生活を考えよう」や食事バランスガイドを使って小中学校で食育教室を実施し、バランスのとれた食生活を普及啓発します。
- ・ 栃木県で作成した「野菜を使ったレシピ集」を利用して、家庭で活用できるよう周知します。
- ・ 職域における普及啓発の取組を促進するため、事業所への啓発資料配布をすすめるほか、事業所の管理者に対するアンケート調査をとおして、個々の事業所に合った啓発方法を探ります。

②減塩の普及啓発の推進

- ・ 調味料だけでなく、加工食品など食品そのものに含まれる塩分量について啓発し、「まず 1g の減塩」推進事業を周知します。
- ・ 食生活改善推進員が「まず 1g の減塩」を進めるために、イベント等で塩分を控えたメニューの紹介や講習会を開催します。



【みそ汁塩分測定会】

(2) 生活習慣病予防の推進

○現状と目指す方向

健康しもつけ 21 プラン（第 2 次下野市健康増進計画）によると、下野市の約 4 人に 1 人が脳卒中、心疾患により死亡しており、その原因となりやすい生活習慣病（肥満や糖尿病、高血圧、脂質異常症）による医療機関受診件数・費用額も増加しています。

平成 23 年度実施の特定健診受診結果のうち、メタボリックシンドローム^{※1}の該当者及び予備軍の状況は、50 歳代以降の男性で増加しています。女性は、男性と比較して該当

者及び予備軍の割合が低いものの、年代が上がるほど割合が増加する傾向にあります。

各年代へ向けて、生活習慣病予防のための食生活について普及啓発していきます。

※1 メタボリックシンドローム

肥満（内臓脂肪型肥満）の人が、「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」といった生活習慣病となる危険因子を2つ以上あわせもっている状態をさします。

内臓脂肪 腹囲男性 ≥ 85 cm 女性 ≥ 90 cm をベースに

- 1、中性脂肪 ≥ 150 mg/dl かつ、または、HDL コレステロール < 40 mg/dl
- 2、収縮期血圧 ≥ 130 mm Hg かつ、または、拡張期血圧 ≥ 85 mm Hg
- 3、空腹時血糖 ≥ 110 mg/dl

の2項目以上に該当する場合、メタボリックシンドロームと診断できる。

○主な指標

指標名	前期基準 (H22)	前期目標 (H25)	基準 (H25)	目標 (H30)
BMI 25.0 以上の肥満の割合 (成人) (健康しもつけ21プラン)	22.5% (H18)	20%以下 (H24)	全体 20.7% 男性 26.0% 女性 16.0% (H23)	男性 20%以下 女性 13%以下 (H29)

○主な施策

①成人期（20歳～）における生活習慣病の予防

・生活習慣病の原因となる、肥満や高血糖・高血圧・脂質異常の予防を健康教育、特定保健指導や健康相談、健診の結果説明会において普及・啓発を図ります。

・広報紙や市ホームページで、生活習慣病予防のための食事・運動などの情報を掲載し、幅広い年代へ啓発します。

・青年期へ向けた健康教室を開催します。

②子どものころからの生活習慣病の予防

・乳幼児期からの薄味の習慣化を推進します。

・バランス良く食事を摂取することの必要性について、保護者等も含めた健康教室を実

施して啓発します。



【脂質異常症予防教室】



【ヘルシースタート教室】

③自分の健康状態の客観的な把握の推進

- ・健康診査体制を充実し、自分の健康状態の把握がしやすい環境づくりを行います。
- ・健康診査受診率を上げるための広報活動を推進します。
- ・健診結果の理解を深め、自らが健康管理を実践できるための支援を強化します。



【健診結果説明会】



【食生活改善推進員（ヘルスマイト）
による減塩教室】

④地域の人材育成

- ・地域において生活習慣病予防を普及する人材として、食生活改善推進員等のボランティアへの支援を行います。

(3) 食環境の整備

○現状と目指す方向

外食を利用する機会は今後も増加することが予測されます。外食や中食は、メニューの選び方によって栄養バランスの偏りやエネルギーの摂り過ぎを招く恐れがあるため、栄養成分表示を参考にしながら、外食や中食を上手に活用できるように支援します。

飲食店やスーパーマーケット・直売所・道の駅などにおいて、よりいっそう健康に配慮したメニューの提案や、食品に関する適切でわかりやすい情報、知識等の提供など、食環境の整備を推進します。

○主な指標

指標名	前期基準(H22)	前期目標(H25)	基準(H25)	目標(H30)
季節の野菜メニューの配布	4回	8回	8店舗	20店舗、広報紙及び市ホームページ掲載

○主な施策

①栄養に関する適切な情報の提供

・旬の野菜を使ったメニューのレシピを農産物直売所、道の駅、飲食店や食料品店等に配置し、広報紙や市ホームページに掲載して啓発します。

・イベント等で食生活改善推進員がバランスの良い食事・減塩について普及啓発します。

・「道の駅しもつけ」において、市内外の幅広い方々への啓発を進める情報コーナーを設置します。

②施設等における給食情報の提供

・保育園において給食を展示することにより、食に関する情報を提供し、保護者の食育への関心を高めます。

③単身世帯に対する情報の提供を行うために、スーパーマーケットの惣菜コーナー、飲食店やコンビニエンスストアの店頭にはバランスガイドやレシピを掲示します。

④高齢者や各世代に向けた食育を進めるために、生涯学習に関する教育機関等との連携

を図ります。

【グリムジャンボのり巻き：

第2回グリムの森フェスティバル】



4 食の安全・安心に対する理解を深め、地産地消を推進するために

(1) 食の安全に関する理解促進

○現状と目指す方向

食品が広い地域に大量に流通しているため、生産から消費までの間で情報交換が不足し、食品の安全性に対する不安が増大しています。

さらに、食品の偽装表示・BSEの発生やいわゆる健康食品による健康被害だけではなく、知識不足による食中毒も発生しています。

自らの判断で正しい“食”を選択し、安心して健全な食生活を送ることができるよう、情報提供とリスクコミュニケーションをとおして、食の安全に関する理解を深めます。

○主な指標

指標名	前期基準 (H22)	前期目標 (H25)	基準 (H25)	目標 (H30)
エコファーマー認定者数 (作物別の延べ数)	324人	400人	370 (H24)	400人

○主な施策

①安全な農畜産物の生産拡大

・農業関係機関や団体の指導・助言のもと、農薬や化学肥料等の適正な使用に加えて、減農薬、減化学肥料による栽培や有機栽培等の普及も推進して、安全・安心な農畜産物の生産拡大を図ります。

②食の安全に関する情報の提供

・食の安全に関する情報を広報紙、市ホームページや報道機関等へ迅速に提供するほか、食生活改善推進員や学校と連携して普及啓発に努めます。

・国・県等と連携して、HACCP*1、GAP*2、トレーサビリティ*3等の取組や生産履歴情報の公開を推進します。

③リスクコミュニケーションの推進

・県の「とちぎ食の安全・安心推進会議」に協力し、生産から消費までの過程の様々な立場の関係者を集めた意見交換会やイベント等をとおして、相互理解を深めます。

*1 危害分析・重要管理点。1960年代アメリカのアポロ計画の中で、宇宙食を安全に製造するために考案された食品製造工程管理の手法。

*2 適正農業規範。HACCPの手法を農産物の生産過程に応用したもの。

*3 「トレース」(足跡を追う)と「アビリティ」(できる)を合わせた言葉で「追跡可能性」の意味。食品がいつ、どこで、どのように生産・加工・流通されたかについての情報を消費者が遡って確認できる仕組み。

(2) 地産地消の推進

○現状と目指す方向

広域大量流通システムの確立等により、消費者と生産者との距離が拡大し、生産や流

通の実態が見えにくくなり、食に対する不安を招く一因となっています。

安全・安心で新鮮な旬の農畜産物を提供できるよう、地域で生産されたものを地域で消費する地産地消の取組を更に推進し、消費者と生産者の顔が見える関係を確立します。

○主な指標

指標名		前期基準 (H22)	前期目標 (H25)	基準 (H25)	目標 (H30)
学校給食における地域農産物の活用状況 (食材数ベース)	下野市産のみ	—	—	9.8%	11.0%
	栃木県産含む	—	—	20.9%	23.0%
下野市地産地消応援団認定数		—	—	47 事業所 (H24)	60 事業所
とちぎの地産地消推進店		—	5 店舗	2 店舗	5 店舗

○主な施策

①消費者と生産者との理解促進

- ・ 広報紙や市ホームページへの啓発記事掲載や店舗等へのパンフレット設置など、地産地消の意義や必要性を普及・啓発します。
- ・ イベントや交流会をとおして、消費者と生産者との相互理解を促進します。

【しもつけかんぴょうまつり】

かんぴょうむき体験



農村生活研究グループ協議会 干瓢料理試食



②下野市産農畜産物の利用・提供の拡大

・学校給食では毎月18日を「しもつけいっぱいデー」とし下野市産農畜産物の利用拡大に努めます。また、福祉施設等においても利用拡大と安定供給体制の整備を進めます。

・下野市で生産された農畜産物及びその加工品を積極的に販売、活用する下野市地産地消応援団の認定事業所を増やし下野市産農畜産物の利用を拡大します。

・生産者自らまたは、食品関連事業者と連携して、下野市産農畜産物を活用した加工品の開発を促進します。

・県が認定する「とちぎの地産地消推進店」の認定に向けた啓発を進めます。



③豊かな下野市の食づくり

・飲食店等における下野市産農畜産物を活用した料理の提供等を進めます。

・生産日本一である下野市のかんぴょうの優れた栄養価をPRし消費拡大を図るため、市ホームページや料理投稿サイトを活用して市民の取り組みを全国に紹介していきます。

・農畜産物の需要調査を行い、利用促進や新しい活用法を研究するほか、要望がある新品种や新品目の導入と生産拡大を推進します。

・地域の農業や食文化に精通した人材の掘り起こしと育成を推進します。

④地産地消運動の展開

・毎月18日を「地産地消の日」として運動を展開している県の「とちぎ地産地消推進方針」や「下野市地産地消推進計画」に基づき、地産地消の取組や地域の活動を応援します。

5 市民が主役の食育推進運動を展開するために

(1) 食育推進運動の展開

○現状と目指す方向

社会経済情勢がめまぐるしく変化し忙しい生活を送る中で、健全な食生活が失われ始めています。

これまで食育については、多くの関係者が様々な立場・形で進めていますが、市民一人ひとりが食育の意義や必要性を理解し、健全な食生活を実践できるよう、食育推進運動を展開していきます。



○主な指標

指標名	前期基準(H22)	前期目標(H25)	基準(H25)	目標(H30)
とちぎ食育応援団の団員数	10人	16人	8人	18人

○主な施策

①食育の推進体制の整備

・消費者、保育園、幼稚園、学校、地域、生産者、食品関連事業者、関係団体、ボランティア、行政などが連携・協力し、一体的な食育推進運動を展開する体制を整備します。

②食育推進運動

・国で定めた毎月19日の「食育の日」や栃木県で定めた毎年10月の「とちぎ食育推進月間」を中心に、関係団体等と連携して食育の普及啓発活動を促進します。

・研修会やイベントの開催など、食育について学ぶ機会を提供するだけでなく、市内の店舗等にパンフレットを置くなど、消費者と生産者の相互理解を促進するための幅広い広報活動を行います。

・自治会などの地域活動の中で、「食」に関連した行事を開催します。

・運動の効果的な推進を図るため、食育に対する市民の意識や食生活の実態等に関する調査を行います。

③ボランティアの育成・支援

・食育に関する幅広い分野のボランティアを募集・登録する、県の「とちぎ食育応援団」事業に協力し、幅広い活動を支援します。

○食育基本法（平成十七年法律第六十三号）

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。

今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。

国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫（らん）する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。

また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な

判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育

等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんが

み、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及

び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二 食育担当大臣以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）

第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中

少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
-----------	------------

を

食育推進会議	食育基本法
少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法

に改める。

○下野市食育推進計画（第2期）策定までの経過

年 月	内 容
平成23年4月 ～ 平成25年3月	第1期計画に沿って所管ごとに事業を推進する。 併せて、第2期計画の策定に向けて調査開始
平成25年8月	下野市食育推進計画策定委員会設置要綱の制定
平成25年10月	第1回下野市食育推進計画策定委員会 下野市食育推進計画（第2期）の素案について 概要の説明と推進計画素案の提示及び意見交換
11月	第2回下野市食育推進計画策定委員会 食育推進計画素案の検討及び意見交換
12月	パブリックコメントの実施
平成26年2月	第3回下野市食育推進計画策定委員会 パブリックコメントの結果を踏まえた「下野市食育推進計画（第2期）」素案の検討
3月	「下野市食育推進計画（第2期）」の策定及び公表

○下野市食育推進計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

番号	氏名	所属	備考
1	伊澤 敬一郎	公募委員	委員長
2	平出 文子	下野市食生活改善推進協議会	副委員長
3	大沼 スミエ	栃木県栄養士会小山支部	
4	石嶋 周三	下野市老人クラブ連合会	
5	澁田 唯弘	下野市自治会連絡協議会	
6	大越 信子	下野市民生委員児童委員協議会	
7	高田 憲一	下野市農業委員会会長	
8	川中子 幹彦	下野市認定農業者協議会会長	
9	大高 京子	下野市農村生活研究グループ協議会	
10	高山 勇一	JA うつのみや南河内営農経済センター営農課長	
11	福田 英喜	JA おやま北部営農支援センター農産課長	
12	室井 妙子	下野市立小中学校校長代表	
13	水沼 由美子	学校栄養士代表（自校給食）	
14	猪瀬 由美子	学校栄養士代表（センター給食）	
15	伊沢 孝三	下野市PTA連絡協議会	
16	奥山 啓子	栃木県県南健康福祉センター地域保健部健康対策課長	
17	田中 敏夫	栃木県下都賀農業振興事務所企画振興部長	
18	山中 宏美	下野市健康福祉部健康増進課長	
19	山中 庄一	下野市産業振興部農政課長	
20	川俣 廣美	下野市教育委員会事務局学校教育課長	
21	喜多村ハツエ	公募委員	
22	今井 玲子	公募委員	